「サブスクリプションサービス利用規約」

20261023 版

Toolbox for IBM i / Toolbox シリーズ製品

サブスクリプションサービス

「プログラム」を使用する前にこの使用条件をお読みください。株式会社アグレックス(以下、弊社という）は、「サブスクリプションサービス利用規約」に従い、サービスを提供いたします。お客様が「プログラム」を使用されると、下記条件により、契約が成立したものといたします。下記条件をご承認いただけない場合は、お客様は「プログラム」および関連資料すべての返却と引き換えに支払済料金の返金を受けられます。

第１条（サブスクリプションサービス内容）
(1)「サブスクリプションサービス」とは次の以下の内容となります。
①対象製品のソフトウェア使用許諾
②プログラムの改訂が行われた場合、その改訂内容の通知、および改訂版プログラムの提供
③プログラムに欠陥が認められ、弊社がその欠陥を修復した場合、その修復内容の通知、および修復プログラムの提供
④プログラムに関する技術的情報の提供
(2) サブスクリプションサービスは準委任契約（履行割合型）で行われるものとします。

第２条（使用許諾）
本サービスの契約成立に伴い、弊社は、お客様に対しプログラムの日本国内での使用を許諾いたしますが、お客様には利用契約により許諾される以外の何らの権利も発生せず、プログラムおよびそのすべての複製物に関する権利は弊社に帰属します。お客様が期待される効果を得るためのプログラムの選択、プログラムの導入、使用および使用結果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。

第３条（使用権の範囲）
(1)弊社に書面にて通知いただきました一台のコンピュータの一区画でのみプログラムを使用することができます。
(2)プログラムの複製は、前項の使用の範囲内で、予備用またはプログラムの変更を目的とした場合に限ります。
(3)前項に定める使用の範囲内で、プログラムを変更しまたは他のプログラムと結合することができます。
(4)プログラムの複製物には全部複製か部分複製かを問わず、プログラムに表示されているものと同一の著作権表示を行ってください。
(5)利用に明記されている場合を除き、プログラムまたはその複製物の使用、複製、変更、他のプログラムとの結合、または移転はできません。
(6)プログラムを逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。
(7)プログラムまたはその複製物を第三者に再使用許諾、賃貸、貸与または譲渡することはできません。

第４条（保証の範囲）
弊社はプログラムの記録媒体について、納入日から３ヶ月間保証します。納入日は証票により確認するものとします。なお、この利用規約に明示の保証以外の一切の保証は致しません。弊社、プログラムの作成者、プログラムの著作権者およびプログラムの弊社への供給者は、プログラム自体について、商品性、特定目的適合性、第三者知的財産の非侵害を含む一切の保障を致しません。

第５条（サービス期間）
本サービスの利用期間は、年間単位とし、利用申込者が、弊社に注文書を提出時に利用期間を指定するものとします。
本契約は弊社がお客様に対して『サブスクリプションサービス開始通知書』を交付することによって発効し、『サブスクリプションサービス開始通知書』に記載された開始日が、契約開始日になります。また第６条（契約の終了）に定める理由により本契約が終了するまで存続するものとします。

第６条（契約の終了）
期間満了の１ヶ月前迄に、お客様または販売代理店または弊社のいずれかから書面による変更または解消の申し出がなかった場合には、契約は更に１年間自動延長されるものとし、お客様は利用料金を支払うものとします。
お客様は利用料金を、直接、若しくは、販売代理店を通して支払うものとし、お支払のない場合本契約は終了となります。

第７条（契約の解除）
(1)お客様が利用規約に違反した場合または仮差押、差押、もしくは競売、破産、会社更生、民事再生の申立その他これに準ずる信用不信の兆があった場合には、お客様は弊社の書面による通知によって、期限の利益を失い直ちに弊社に対し、債務を弁済するものとします。
(2)前項の事態が発生した場合には、弊社はお客様に対し書面により申し出ることにより直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
(3)前項において、理由のいかんを問わず、お客様は弊社に支払った金額の返還を求めることはできないものとします。

第８条（損害賠償）
(1)お客様および弊社は、利用規約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して後(3)項に定める所定の限度内で損害賠償請求をすることができるものとします。ただし、逸失利益、間接損害、当事者の責に帰すことができない事由から生じる損害等は含まないものとします。
(2)前(1)項に定める損害賠償請求は、契約期間で定める利用規約の終了日から６ヶ月以内に行わなければ、請求権を行使することはできないものとします。
(3)お客様および弊社の本契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行、瑕疵担保、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、当該請求原因に係る年間サブスクリプションサービス料金に定める額の１２分の１を限度とします。

第９条（機密保護）
(1)お客様は、書面による弊社の事前の同意がない限り、プログラムの機密、および弊社に不利益となる事項を第三者に開示、または漏洩してはならないものとします。
(2)お客様は、自己の責任でプログラムの機密を保護できるように適切な措置を講ずるものとします。
(3)お客様が故意、または過失により本条に違反した場合は、弊社の被った被害に対しお客様は賠償するものとします。
(4)前項に定める機密保護義務は、本契約終了後も５年間は存続するものとします。

第10条（その他）
(1) 弊社は法令の改正、経済情勢の変動、サービス内容の見直しその他合理的な理由がある場合、３ヶ月前までに書面その他弊社が指定する方法により通知することによりご利用の条件の内容を変更できるものとし、通知時点に指定する変更適用日以降、変更後のご利用の条件が適用されるものとします。お客様が当該変更適用日以降に本サービスを継続して利用された場合、変更後のご利用の条件を承諾したものとみなします。
(2)この利用規約に起因して、租税公課が課せられるときは、お客様がこれを負担するものとします。
(3)この利用規約にもとづくいかなる請求権も、請求が可能となった日から２年を経過したときに、時効により消滅するものとします。ただし、第９条（機密保護）の違反にもとづく請求の場合は、その請求が可能となった日から４年とします。
(4)本契約書に規定なき事項または本契約の履行及び解釈につき疑義が生じた時には、誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。
(4)本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

《 個人情報の取扱いについて 》
弊社では、お客様からご提供いただきます個人情報につきまして、弊社「個人情報保護方針」を遵守し適正な取扱いをいたします。
尚、弊社「個人情報保護方針」は弊社ホームページに掲載しております。

https://www.agrex.co.jp/privacypolicy.html